### 令和5年第4回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録(第3日目)

# 本日の会議 令和5年12月12日 招集場所 長与町議会第1委員会室

H	席委員
ш	かる

委員長 金子 恵 副委員長 堤 理志 委 員 藤田明美 委 員 岡田義晴 八木亮三 員 員 委 委 西田 健 委 員 西岡克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木秀一 係 長 江口美和子

説明のため出席した者

総務部長青田浩二

(総務課)

 課長補佐
 五川俊介

 課長補佐
 金子寛之

 主
 査 村山慶太

 主
 査 市川雄也

(秘書広報課)

課 長 大 山 康 彦 係 長 池 田 昇 平

(契約管財課)

課 長 永 野 英 明 係 長 山 本 洋 佑

企画財政部長 村田 ゆかり

(政策企画課)

課 長 中 村 元 則 課 長 補 佐 木 戸 武 志 課 長 補 佐 松 田 祐 貴 係 長 山 口 和 樹 (財政課)

課 長 北 野 靖 之 課 長 補 佐 入 江 彩 子

住民福祉部長 宮崎伸之

(こども政策課)

 課長補佐藤吉有見
 係長田光洋

 高田保育所所長 松尾郁子

 高田保育所所長 松尾郁子

 原長山口陽子

 東 衛 勇 典

(住民環境課)

課 長 細 田 愛 二 課 長 補 佐 木 須 美 樹

係 長 松本雄輔

(福祉課)

課長 州内 佳代子 課長 補佐 森内秀朋

係 長後藤理子

健康保険部長 森川寛子

(健康保険課)

 課長補佐
 森本陽子
 課長補佐
 木澤奈津代

 課長補佐
 志田純子
 係長相川沙織

係 長 一瀬奈々

(介護保険課)

課長村田佳美 参事中村宰子係長浦川 真 係長堤 圭郎

## 本日の委員会に付した案件

議案第68号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

議案第69号 令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)

議案第73号 令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)

開会 9時25分

閉会 13時39分

### 〇委員長 (金子恵委員)

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員 会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の継続の審査をしたいと思います。 昨日の、まず質疑に対する答弁から入っていきたいと思います。

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

第36条第3項の規定に係る質疑の答弁についてですが、施設を増やしたという答弁をしていましたが、特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園に限る)とある箇所を、特定教育・保育施設(特別利用教育に限る)と読み替えを行うものです。

### 〇委員長(金子恵委員)

岡田委員、よろしいですか。

他に質疑はありませんか。68号に関して質疑はないですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 それでは改めまして、本日、69号の補正の方に入っていきたいと思います。

令和5年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

まず、住民福祉部高田保育所の件について提案理由の説明を求めます。松尾所長。

#### 〇参事(松尾郁子君)

住民福祉部こども政策課高田保育所、令和5年度長与町一般会計補正予算のご説明を いたします。

まず、歳入からご説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。15款 2項 2目 2節児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業補助金のうち 65 万円が高田保育所所管でございます。8ページをお開きください。17款 1 項 9目企業版ふるさと納税寄附金のうち 72 73, 00 0 円が高田保育所所管でございます。

次に、歳出のご説明をいたします。26、27ページをお開きください。3款2項3 目高田保育所費についてご説明いたします。1節報酬248万5,000円、2節給料1 03万4,000円、3節職員手当等19万7,000円は人事院勧告の増額分となりま す。2段目の時間外勤務手当39万7,000円は、今年度児童数が増加し、延長保育を 時間外勤務で行っているのですが、そちらの利用者も増加したことで要求させていただ いております。4節共済費40万円は、こちらも人事院勧告の増額分となります。10 節需用費の消耗品2万3,000円は、児童の使用済みおむつを保育所で処分するための ごみ箱を購入するものです。電気使用料74万9,000円は、単価上昇により不足が生 じたため補正をお願いするものです。12節委託料の植栽業務委託料8万5,000円は、 園庭のフェンスにつる性の植物を絡めるため土壌改良と植栽業務を委託するものです。 防犯対策として、園舎周りから児童が見えないようにするために行います。保育用具作 成業務委託料8万1,000円は、すのこを作成する業務を委託するものです。園庭で斜 面や平均台にして児童の運動遊びに活用いたします。17節備品購入費の一般備品購入 費98万4,000円は、高田保育所分としては室内鉄棒、日除けテント、デジタルカメ ラ、トランポリン、体重計が既存のものが故障し修理不能となったので購入するもので す。その他に、体育用具のマット、室内遊具のブロックを購入したいと考えております。 また、児童の使用済みおむつを保育所で処分するために、ごみ箱、台車の購入が必要と なりました。子育て支援センター分としては、体重計、身長計、木製知育玩具、室内の 敷物を購入したいと考えております。図書購入費5万円は児童の絵本を購入するもので す。以上、補正をお願いするものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。 堤委員。

### 〇委員(堤理志委員)

歳出の方で2点ほどお伺いをいたします。時間外勤務手当が延長保育の分で計上されておりますけれども、延長保育が想定より多いというのは、自然なものなのか、それとも何らかの要因があってなったのかその辺りのもし状況が分かればお伺いをしたいというのと、それから植栽業務委託料でフェンスの所につる性の植物を、要するにフェンスにはわせるんではないかと解釈するんですけれども、その理由として見えないようにということでありますが、この見えないようにしないといけないという何か理由等があったのかですね、この辺りをお伺いしたいと思います。

## 〇委員長 (金子恵委員)

松尾所長。

### 〇参事(松尾郁子君)

時間外についてですが、入所児童の増加に伴い自然的に延長保育の方も増加したということで、特別例年と違う理由があるということではありません。そして、フェンスの

植物を絡める件ですけれども、フェンスが健康センター駐車場の方に面しておりまして、 たくさんの利用者の方がいらっしゃるので、何か今不審なことがあったというわけでは ないんですけれども、全て見えるよりは見えない方が良いかと判断しました。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。 八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

今の同じところで、フェンスにつる性植物をはわせるということですが、特段何かあったわけではないということですが、これを今補正で上げないといけない理由っていうのはあるんでしょうか。来年度じゃなくてですね、今予算計上の理由です。

### 〇委員長(金子恵委員)

松尾所長。

## 〇参事(松尾郁子君)

当初来年度の予算に上げようと思っていたんですけれども、企業の方から寄付金をいただきましたので活用させていただこうと思いました。

## 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで高田保育所の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### 〇委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは引き続き、住民福祉部の審査の方に入りたいと思います。各課、提案理由の 説明をお願いしたいと思います。まず、こども政策課からお願いします。

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

それでは、令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)のこども政策課所管につきまして、ご説明させていただきます。

説明書の6、7ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の2行目、障害児入所給付費等国庫負担金ですが、こちらは決算見込みに伴う追加交付金で、国費2分の1負担となっています。2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金は、児童館の厚生員の人事院勧告に伴う増加の補助申請分です。また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、予算計上時は支給対象者が令和4年度に同給付金を受給された住民税均等割が非課税の子育て世帯、家計急変の世帯でしたが、令和5年度に住民税均等割が非課税の世帯も家計急変として給付対象とすることに伴う、増加の給付金と事務費を今回計上するものです。全額

国庫負担です。次に、3項1目保健衛生費補助金は、出産・子育て応援事業の業務を行 う保健師の人事院勧告に伴う増加の補助申請分です。次に、15款1項1目民生費県負 担金1節社会福祉費負担金の2行目の障害児通所給付費等負担金は決算見込みに伴う追 加交付金で、県費4分の1負担となっています。2項2目民生費県補助金1節社会福祉 費補助金は、福祉医療費補助金の追加に係る補助申請分です。乳幼児、ひとり親の母、 ひとり親の子の福祉医療費で決算見込みに伴う増加分が810万円、高校生の福祉医療 費9万6,000円は福祉医療に従事する会計年度任用職員の人事院勧告に伴う増加の 追加交付金です。2節、保育対策総合支援事業費補助金は町内の保育所等のおむつの処 分に係るごみ箱等の購入に係る補助金です。2行目の子ども子育て支援交付金は、利用 者支援事業や虐待防止専門員、児童館の厚生員の人事院勧告に伴う増加分です。8、9 ページをお開きください。15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金がこど も政策課所管です。出産・子育て応援事業を行う保健師の人事院勧告に伴う増加の補助 申請分です。17款1項9目1節企業版ふるさと納税寄附金のうち310万円がこども 政策に係る寄付金で、町内の企業2社よりいただいており、地域における子育て環境の 充実を目指し、児童館などの交流の場の充実のほか、ベビー用品貸出し事業の拡充等を 図ることに活用させていただきます。歳入は以上です。

20、21ページをお開きください。3款1項1目1節の報酬と、次のページの3節 の会計年度任用職員期末手当、11節役務費、19節扶助費がこども政策課所管です。 1節報酬は、福祉医療費申請書の内容点検業務を行う一般事務補助パート1名分、その 下の行の児童虐待防止専門員1名分の報酬、3節、会計年度任用職員期末手当は福祉医 療の一般事務補助パート1名分で、人勧に伴う増加分をそれぞれ計上しています。11 節役務費は、福祉医療に係る手数料を決算見込みに伴う増額計上しています。19節は、 乳児、幼児、ひとり親の親、ひとり親の子の子ども医療費がインフルエンザのまん延や 発熱等により病院を受診される方が増加したこと、またコロナが5類に移行したことに 伴い医療費が自己負担に変更したことに伴う決算見込額を計上しております。次に、2 目1節報酬の5行目療育専門員報酬とその下の行、療育補助員報酬、4節共済費の会計 年度任用職員社会保険料がこども政策課所管です。ひばり学級の療育専門員6名分と療 育補助員1名分の報酬と社会保険料で、こちらも人勧に伴う増額分を計上しています。 17節備品購入費は、ひばり学級で療育活動に活用するための遊具の購入費で、先ほど 歳入で説明させていただきました寄付金を利用しています。19節の扶助費、障害児通 所給付費は利用者や利用日数の増加に伴う増額分を計上しています。24、25ページ をお開きください。3款2項1目児童福祉総務費から次のページの4目児童館費まで全 てこども政策課所管です。 1 節報酬と 3 節、会計年度任用職員期末手当、 4 節、会計年 度任用職員社会保険料は、ファミリーサポートセンター事業に従事するアドバイザーの 人事院勧告に伴う増加分を計上しています。10節、消耗品費は寄付金を活用してレン タル事業に係る物品と、ファミリーサポート事業に係る敷き布団や抱っこひも等を購入 いたします。11節、通信運搬費と振込手数料は低所得の子育て世帯に対する子育て世 帯生活支援特別給付金の支給に係るもので、令和5年度に住民税均等割が非課税の世帯 の予算は当初予算に計上していなかったため、支給対象者に勧奨を促す文書を送付する ため等に必要な郵便代、給付金の振込手数料を計上しています。17節備品購入費は、 レンタル事業に使用するベビーベッド13台、チャイルドシート5台、ベビーカー5台、 ベビーラック5台、搾乳機2台を購入するものです。現在、レンタル物品の貸し出しを 待たせることがないよう事業を拡大するものです。18節負担金、補助及び交付金は、 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金で、高校生世代を含む令和 5年度住民税均等割非課税世帯で102世帯134人分を計上しています。26、27 ページをお開きください。3款2項2目児童福祉運営費18節負担金、補助及び交付金 は、使用済みおむつの保管用ごみ箱等の購入費用を町内の私立保育園等10園に補助す るものです。4目児童館費1節報酬は、児童館5館分の一般事務補助パートと児童厚生 員11名分の報酬で、人勧に伴う増加分です。3節職員手当等と4節共済費も、児童厚 生員11名分の社会保険料の不足分を計上しています。17節備品購入費は、5児童館 の寄付金を活用した遊具や絵本の購入に係るものです。28、29ページをお開きくだ さい。4款1項2目感染症予防費1節報酬がこども政策課所管です。予防接種の予診票 点検業務を行っている事務補助パート1名分の人勧に伴う増額分です。30、31ペー ジをお開きください。4款1項3目母子衛生費はこども政策課所管です。3節職員手当 等と4節共済費は、利用者支援事業や出産・子育て応援事業に係る保健師等の人勧に伴 う増額分です。10節、消耗品費は産後ケア事業に使用するスリングを購入します。ま た、母子事業で利用する身長計やパパママ学級等で使用する人形等を寄付金を活用し購 入するものです。以上がこども政策課所管分として補正をお願いするものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

#### 〇委員長(金子恵委員)

それでは引き続き、住民環境課の方からお願いします。 細田課長。

#### 〇住民環境課長 (細田愛二君)

それでは、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)の住民環境課所管分につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明させていただきます。今回の補正は、氏名の振り仮名法制化に伴います関連予算と資源分別収集助成金が主なものとなっております。

まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開き願います。2段目の14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は全て住民環境課所管分でございます。社会保障・税番号システム改修費補助金は、氏名の振り仮名法制化に伴います住民基本台帳システム、およびコンビニ交付システムの改修に対する国庫補助で、補助率は100%となっております。その下の個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカ

ード交付事務に従事します会計年度任用職員の人事院勧告に伴います人件費増額分に係る補助額の増額計上で、こちらも補助率は100%となっております。

続きまして、歳出でございます。説明書の16、17ページをお開き願います。下段 の2款3項1目戸籍住民基本台帳費1節報酬でございますが、こちらは人事院勧告に伴 います会計年度任用職員報酬の増額計上でございます。次のページに移りまして、12 節委託料は全て住民環境課所管で、どちらも氏名の振り仮名法制化に伴いますシステム 改修で、先ほど歳入で説明いたしました国庫補助の対象事業でございます。続きまして、 30、31ページをお開き願います。中段の4款2項2目ごみ処理費18節負担金、補 助及び交付金が住民環境課分で、資源分別収集助成金を増額計上するものでございます。 内容につきましては、先ほどお配りをさせていただきました資料に沿って説明させてい ただきますのでご覧願います。現在各自治会で実施いただいております資源化物の拠点 収集に対しまして支給しております資源分別収集助成金ですけれども、まず一つ目が紙 類のステーション回収への移行、二つ目が収集運搬経費の増大、そして3番目が売払単 価の変動、これらの要因によりまして、今年度以降の助成金額が極端に減少する見込み が出てまいりました。といいますのが、現行の支給要綱での助成金の算定方法ですと、 売上収入から収集運搬などに係る経費を差し引いた額ということになっておりまして、 売払収入と経費の増減に大きく左右されることとなり、経費が売払収入を上回る場合も あり、その場合は助成金の支給ができなくなってしまうというようなことが起きてしま う可能性がございます。そのようなことから、今回安定的に支給ができるように助成金 の算定方法、ならびに配分方法について要綱改正を行い、併せて予算についても増額計 上するものでございます。以上が今回の補正予算(第5号)の内容でございます。ご審 議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長(金子恵委員)

引き続き、福祉課の方から説明をお願いします。 川内課長。

#### 〇福祉課長 (川内佳代子君)

皆さんおはようございます。それでは、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正 予算(第5号)の福祉課所管についてご説明させていただきます。

補正予算に関する説明書6、7ページをお開きください。まず歳入でございます。1 4款国庫支出金2項2目1節社会福祉費補助金、障害者総合支援事業費補助金が障害者 福祉システム改修に係る補助金でございまして、補助率2分の1でございます。

続きまして歳出に参ります。22、23ページをお開きください。3款1項2目1節報酬につきましては1行目から4行目まで、3節職員手当等、会計年度任用職員期末手当と4節共済費、会計年度任用職員社会保険料のうち1万円が福祉課所管でございます。全て人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職員の給与等の改定に伴うもので、増額をお願いするものでございます。12節委託料、障害者福祉システム改修業務委託料が国

の障害者福祉サービス等報酬改定によりシステムの改修が必要となったため補正をお願いするものでございます。22節償還金、利子及び割引料は全て福祉課所管で、令和4年度実績に伴う国庫および県費の返還金でございます。続きまして、24、25ページをお開きください。4目原爆被爆者対策費1節報酬から4節共済費は、人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職員の給与等の改定に伴う増額をお願いするものでございます。22節償還金、利子及び割引料が、令和4年度実績に伴う国庫返還金になっております。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇委員長 (金子恵委員)

説明が終わりましたので、質疑の方に入っていきたいと思います。それでは分割付託表も参考にしながら課ごとに質疑の方に入っていきたいと思います。まず、こども政策課の歳入の方から入っていきます。では歳入の6ページ、ここから質疑を始めたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。それでは、次の8、9ページ、よろしいでしょうか。では20、21ページ。こちら歳出の方に入ります。ここが一番下の社会福祉総務費の報酬のところから、次のページの方にもちょっと入っていますけれども、質疑はありませんか。下の方のひばり学級の分もこども政策課です。

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

歳入歳出両方にかかりますが、歳出でいうと22、23ページの3款1項2目19節の障害児通所給付費ですが、先ほどのご説明で利用者や利用日数が増えたということでしたが、金額が500万円という結構切りがいい数字のように見受けるんですが、その増えたっていう実際に何件、何人増えたのか、日数も例えば何割ぐらい増えたとか、500万円っていう数字のもし根拠になるものがあればちょっと知りたいんですが。あと、増えた理由そのものですね。これは多分、コロナで控えていたのが増えたのかなと推察はするんですが、分かる範囲でお願いします。

## 〇委員長(金子恵委員)

宮司課長。

## 〇こども政策課長(宮司裕子君)

実際に利用人数が何人増えたっていうような正確な数字っていうのはないんですけれども、基本当初予算では2,200万円ということで1カ月当たりの通所給付費というのを見込んでおりましたが、それが大体2,241万円ぐらいかかるということで、不足分ということで500万円を今回計上させていただいております。

#### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。 八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

増えた要因というか、もし、そこですよね。当初予算の見込みが少なかった理由はどうでしょうか。

### 〇委員長 (金子恵委員)

宮司課長。

## 〇こども政策課長(宮司裕子君)

やはり今発達に関しましては、長与町としてもできるだけ取り出しをして、サービスにつないだりであるとか、ひばり学級の療育の方につないだりというような取り組みを行っております。その中で、どうしても児童発達のサービスにつないだり、放課後等デイサービスにつないだ場合っていうのは、1人利用すると単価的にかなり上がってまいりますので、そこの利用を日数を少し、どうしてもこの当初は22日想定していなかったけれども、やはりどうしても状況によって22日利用しなければならないとか、そういうところで増加したというところが大きいかと思います。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。

岡田委員。

## 〇委員 (岡田義晴委員)

23ページ、19節扶助費のところの文言の確認ですが、母子家庭の子どもの医療費と子どもの医療費とあるんですが、これは違うんですか。子ども医療費の中にも母子家庭の子どもの医療費って含まれているんですか。別ですか。

#### 〇委員長(金子恵委員)

宮司課長。

### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

子ども医療費は小学生と中学生の医療費になります。母子家庭の子の医療費になりま すと、ひとり親の子どもに係る医療費になります。

#### 〇委員長(金子恵委員)

岡田委員。

#### 〇委員 (岡田義晴委員)

同じくその扶助費、扶助ということでしょうから、説明でインフルエンザのということでありましたね。それで、その自己負担ということでということですが、大枠その対象者っていうのはどれくらいいたんですか。

#### 〇委員長(金子恵委員)

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

こちらが件数で上がってきますので、ちょっと人数までは把握してないんですけれども、上半期の合計で1万3,711件です。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

岡田委員。

### 〇委員 (岡田義晴委員)

1万3,711件ということですね。その内訳っていうのは分かりますか。

### 〇委員長 (金子恵委員)

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

乳幼児の医療費の分が9,979件で、母子の医療費、ひとり親の母と子の分ですね、 こちらが975件。父子の医療費が26件になっています。

### 〇委員長 (金子恵委員)

他にありませんか。

西田委員。

### 〇委員 (西田健委員)

すいません、今のところなんですが、私もちょっと1点だけ。これはもう申請があれば対象としては全員が対象となるという、申請が上がった分は全部支給をするという考え方でよろしいんでしょうか。何らかの高額な、もう家庭的に全然問題ない方とか何とかというのは、そういうあれは何もないんですよね。この医療費として申請があったものについて全部支給するという考え方なんでしょうか。

## 〇委員長(金子恵委員)

山口係長。

#### 〇係長(山口陽子君)

乳児と幼児の医療費と子どもの医療費に関しては、全て住民の方は対象になりますので、年齢が該当していればですね、対象になるんですけれども、母子家庭、父子家庭に関しましては、医療費助成を受けられるためには所得制限がありますので、受けられない方もいらっしゃいます。ただ、所得制限に引っかかってもそのお子さまの年齢が乳幼児医療費だったり、子ども医療費の該当者になる場合は、そのお子さんの部分のみ対象になります。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

西田委員。

#### 〇委員(西田健委員)

説明分かりました。その中で、対象外があると言われたんですけども、実際に申請が あってこの人たちは対象外だというようなケースというのはあったんでしょうか。

### 〇委員長(金子恵委員)

山口係長。

### 〇係長(山口陽子君)

保険診療分であれば全て対象になります。あと長与町に住民票があって年齢が該当していれば対象になるんですけれども、もし領収証の中で保険診療外のものがあった場合

とかは、こちらの方で計算をする時にそれを除いた額で計算させていただきますし、あ とはちょっと金額が高額になった場合などで健康保険組合から戻る金額がある場合は、 入院費の全額ではなく一部を補助することもあります。

## 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。では次、24、25ページ。 堤委員。

### 〇委員(堤理志委員)

児童福祉費の備品購入費ですね。一般備品購入費のご説明の中で、ベビーベッド、チャイルドシート、ベビーカー等々、子育て、育児に必要な用具の貸し出しだろうと思うんですが、現在待ちの状況があるということですが、具体、あらかたどの程度の需要というか、待ち状況に現状あるのかこの辺りいかがでしょうか。

## 〇委員長 (金子恵委員)

山口係長。

### 〇係長(山口陽子君)

ホームページに空き状況を公開させておりまして、大体の方がその空き日を待って申請していただく方がほとんどなんですけれども、予約も可能になっていますので、予約される方もいらっしゃいます。今現在は予約している方はいらっしゃらないで、全て貸し出しができている状態になっております。

### 〇委員長 (金子恵委員)

堤委員。

#### 〇委員(堤理志委員)

需要があるからそろえたんじゃないかというふうに思うんですけれども、ちょっと私聞こうと思っていたのはもともと不足してるから今回充実させることによって滞りなく欲しい方が欲しい時に極力利用できるような施策をということだと思うんですが、今の答えですともう充足してるようにも捉えられるので、その辺りがどういう状況なのか。現時点はたまたまそういう状況であって、年間を通せば、比較的不足している時期もあるということなのかですね。そこをちょっともう1回お願いしていただければと思います。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

山口係長。

#### 〇係長(山口陽子君)

すいません。今現在、たまたま返却待ちがないっていうことになっておりまして、通常は3人であったり、4人であったり、返却待ちをする方がいらっしゃいます。あとはちょっと先ほどもお伝えしたんですけれども、ホームページを見てもう借りれないといって諦めている方も一定数いらっしゃるみたいですので、そういった方をなくすように充足をしていきたいと思っています。あとは充足だけではなく、また新たな備品も購入

しますので、いろいろ子育て世代の方で困っている方に対して、貸し出しができたらい いなというふうに思っています。

## 〇委員長 (金子恵委員)

他にありませんか。

岡田委員。

### 〇委員 (岡田義晴委員)

25ページの3款民生費18節の負担金で、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援とあるんですが、これ670万円で134人分で割ったらちょうど5万円ということで、ああそうだなと思うんですけども、この該当の世帯って134世帯ですか。

### 〇委員長(金子恵委員)

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

令和5年度の非課税世帯と高校生の子どもがいらっしゃる世帯の非課税世帯っていう ことで、その人数を計上させていただいております。

### 〇委員長(金子恵委員)

岡田委員。

## 〇委員 (岡田義晴委員)

ということは134人以外に要するにその対象となる世帯はあるんですね。

### 〇委員長 (金子恵委員)

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

今回はあくまでも令和5年度の非課税世帯に対する追加の予算を計上させていただいておりまして、当初でも令和4年度に給付金を支給したご家庭と家計急変の世帯等と出生のご家庭に対しましては、現在も支給しております。

#### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですか。では、次のページ、26、27ページ、こちらで質疑はありませんか。これは紙おむつの処理のごみ箱とか、児童館費ですね。よろしいですか。

堤委員。

#### 〇委員(堤理志委員)

この保育環境改善ということでごみ箱等をということなんですが、私現場のことよく 分からないんですが、こういった施設でありますともともとそういう紙おむつ等を処分 するごみ箱っていうのはもう基本備えているというふうに率直に思うんですよね。で、 あえて新たに購入しなければならないような、その辺の事情というかをちょっと教えて いただければと思います。

### 〇委員長 (金子恵委員)

宮司課長。

### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

おむつの処分についての補助金ということで、今回国の方が保護者の負担であるとか、 保育士の処遇改善ということで、今回こういうふうにおむつを持ち帰るのではなく、園 の方で処分するっていうことで今回この補助金を使って、ごみ箱等の設置に使っていい というようなことになっております。で、もともと園の方で処分して、ごみ箱等持って いる場合でも今回の補助金をごみ箱の購入というのには使っていいというふうに確認が できておりますので、この補助金を今回計上させていただいております。

### 〇委員長(金子恵委員)

西岡委員。

#### 〇委員 (西岡克之委員)

今の説明でおむつのことについては私も、処遇改善の件ですね、聞いていたんですけ ど、おむつを今度処理しますよね。その処理費っていうのはどこで計上されるんですか。

### 〇委員長 (金子恵委員)

宮司課長。

## 〇こども政策課長(宮司裕子君)

その処分費については園の運営費の方で負担していただくか、もしくはその保護者の 方に負担をお願いするかのどちらかになると思います。

### 〇委員長(金子恵委員)

西岡委員。

#### 〇委員 (西岡克之委員)

長与町は今のところ確定していなくても、予定ではどっちの方を選択されるんですか。

#### 〇委員長(金子恵委員)

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

園の運営につきましては各園の方にお任せしておりますが、高田保育所につきましては、負担は町の方で持たせていただきます。

## 〇委員長(金子恵委員)

西岡委員。

## 〇委員 (西岡克之委員)

私立に、保育園はそれぞれのやり方があると思うんですけども、その処理に対する補助費っていうのは今後考えていないんですか。

#### 〇委員長(金子恵委員)

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

現在のところは考えておりません。

### 〇委員長 (金子恵委員)

堤委員。

### 〇委員(堤理志委員)

今の同僚委員のやりとりで、私もちょっとそこはそうだなと思うんですよね。例えば、同じ長与町の子どもで、町立の保育園の子とか家庭についてはそこで負担して、民間の保育園、保育所等については実費負担等が出てきますと、ちょっとそこに差が出てきますので、今後やはりそういうところで差が出ないように、例えば民間の保育園とよく協議をされて、例えば町としてその分の負担、廃棄物処理に係る部分については補助をするような項目をつくる、検討する必要があるんじゃないかと思うんですが。その辺りはもう検討されないのか、それともすべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

### 〇委員長 (金子恵委員)

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

今の園につきまして、実際におむつの処分をしている園も実際ございますが、園の方の運営費の中で処分費を支出しているというところもございますので、町の方でそちらを補助するという考えは今のところないんですけれども、今後、優先順位等の中でそういうふうなご意見等があれば、そちらはまた研究を進めていかなければならないのかなというふうには思っております。

#### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。

藤田委員。

#### 〇委員 (藤田明美委員)

今のおむつの処理費に関して、園か保護者が支出の方は負担するって、今から考えていくということだったんですけれども、確かに個別におむつ入れがあって、それをそれぞれが今までは持ち帰っていたわけですよね、家庭で。それでお仕事があるから保護者の負担軽減にもなって、保育士の処遇改善にもなるけれども、そこはぜひ負担は軽減になっても、そこにお金がかかるって保護者がならないように、ぜひお考えいただきたいなというふうに思いました。ごめんなさい、質問ではありませんでした。

## 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですか。委員の皆さまにお伝えします。一応審査中なので、質疑ですので、できるだけ質疑にかえて発言をするようにお願いします。それでは次、28、29ページ。こちらで質疑はありませんか。よろしいですか。では、下の感染症予防費から、次の30、31ページのところまで、こども政策課の分がありますけど、いいですか。ありませんか。

質疑なしと認めます。これでこども政策課分の質疑を終了します。

それでは引き続き、住民環境課の質疑に入ります。それでは、同じく歳入の方からいきたいと思います。まず、6、7ページ、14款 2項1目、質疑はありませんか。ここのマイナンバーの部分ですね、2行。いいですかね。

堤委員。

## 〇委員(堤理志委員)

ちょっと基本的なことで申し訳ないんですが、氏名振り仮名法制化に係るための改修 ということなんですが、ちょっとそもそも氏名振り仮名法制化の概要と、それから本町 でどういった方がそういうところのケースに該当するのか、そういう方がいらっしゃる のかをお願いしたいと思います。

## 〇委員長(金子恵委員)

細田課長。

## 〇住民環境課長 (細田愛二君)

今回国の方で戸籍法の改正がありまして、今そもそも本籍地に戸籍がそれぞれいらっしゃいますけれども、そこに振り仮名、漢字の氏名はあるんですけど、それに対して振り仮名という情報が入っておりませんで、それを今回振り仮名を戸籍の中にも取り込むといいますか、という形になってます。それで、いろんな証明を出す際にもその振り仮名表記をした上で、諸証明とかもにも出るような形に変えていくというような形になっておりまして、なので、対象としましては長与町内に戸籍を持っている、本籍地が長与町の方が全員対象という形になってまいります。

#### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。では、次、歳出の方ですね。16、17ページ、これが一番下の2款 3項 1目こちら住民環境課になっています。質疑はありませんか。はい、次のページの18、19ページ、今あった氏名振り仮名の分の歳出の分です。

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

今の質問と同じところでこっち歳出に当たりますが、委託となっていますが、この委 託業務は入札等を行うんでしょうか。

## 〇委員長(金子恵委員)

木須課長補佐。

#### 〇課長補佐 (木須美樹君)

今回の戸籍システムとコンビニの交付システムの方の改修があるんですけれども、今、現に戸籍のシステムというのが委託している業者がありますので、そこは同じような、金額的にも同じシステムを使っていくということになりますので、今と、もちろん試算はしまして、設計委託とかはするんですけれども、恐らく同じ業者っていうことで今までやってきている状況であります。

### 〇委員長 (金子恵委員)

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

作業はその委託先が行うのかなと思うんですが、具体的に今のある情報に振り仮名を 名前に振っていくということですかね。これを人の手で行うのか。その場合、読み仮名、 その振り仮名をどうやって確認するのかっていうのをちょっと伺います。

### 〇委員長(金子恵委員)

細田課長。

#### 〇住民環境課長 (細田愛二君)

まず、今回補正をお願いしているシステム改修の内容なんですけれども、どちらも振り仮名法制化に対応するための振り仮名部分をそのシステムの情報の中に入れ込めるようにする改修という形になりまして、実際振り仮名を入力する内容ではありません。言えば、事前準備みたいな改修内容になります。で、今後のスケジュールとしましては令和7年度の途中からになるんですけれども、まだここがはっきり国の方から指示が出てないのでまだあやふやな部分もあるんですけれども、基本的には長与町内に戸籍、本籍を置いてる方々に住民票で一応の届け出、検索用のあくまでも振り仮名なんですけれども、取り扱い的にはですね、それでお示しして、この振り仮名で間違いがないか、もしくは間違いがあったら訂正をお願いしますというようなことで、戸籍を持っている方に全部通知を送らせていただきます。それを1年ほどかけて返事をいただいて、そういったやりとりがあって、その上で回答があった方について振り仮名を登録をずっとしていくという。なのでまた今後そういった作業が出てくるんですけれども、それで令和7年度途中から8年度途中ぐらいまでの1年間にかけてそういった作業をしていってずっと反映させていくというような形になっています。

#### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。

藤田委員。

#### 〇委員 (藤田明美委員)

今の令和7年度から8年度1年の間に通知を行ってということなんですけども、この通知というのは郵送で行うということでしょうか。そして、それに係る経費等はもう出ているのでしょうか。

## 〇委員長 (金子恵委員)

細田課長。

## 〇住民環境課長 (細田愛二君)

一応予定としましては郵送で行う予定になるかと思いますけれども、実際お送りするのが令和7年度途中からになりますので、予算としては令和7年度予算に計上させていただくことになるかと思います。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

他にありませんか。よろしいでしょうか。それでは、次が30,31ページですね。 こちらの清掃総務費、こちらが住民環境課の分ですね。質疑はありませんか。 堤委員。

## 〇委員(堤理志委員)

資源分別収集助成金の部分で、先ほど資料の説明の中でいろんな分かりやすくはご説明はいただいたんですが、結局この固定分と人口分で調整をされて、極端に変わらないようにというのが趣旨だろうと思うんですが、実際のところ各自治体ごとに落とし込んでみたとしてですよ、その差というのはほぼ現状とないのかですね。例えばある自治会はちょっと増えるな、かなり増えるなと、ある自治会はかなり減るなというようなことにならないのか、あるいは押しなべてちょっと前回より減ったなということになると、いろいろ声も出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺り試算はされているかどうかですね。

### 〇委員長 (金子恵委員)

細田課長。

#### 〇住民環境課長(細田愛二君)

まずこれまでと比較して今回のやり方でいって、落ちる所と上がる所があるかってい うことなんですけれども、毎年が売払収入から今までがその経費を差し引いて、その差 額を均等割と人口割で配分させていただいていたので、毎年、もちろん決まった額では なかったわけですよね。毎年変動がありましたので、たくさんもらう時と少ない時がが あるものですから、いつと比較するかという形にはなるかと思うんですけれども、単純 に令和4年度と比較した場合は、どこの自治会についても下がります。上がるというこ とはないです。というのが、令和4年度は420万円ほどありまして、助成額の総額が ですね。ただ、今回が当初予算でも計上させていただいたんですけれども、今回、売払 収入の契約とかをしていっている中で、その売払単価の方が減少傾向にあるもんですか ら、ちょっとこれはそういったことで差が出てくるんじゃないかということで、今回こ の要綱の改正をしようかなということになったもんですから、その中で過去5年間の平 均を取らせていただいて、その平均値に近い額で固定額を定めさせていただいて、しか もそれを人口区分ごとにさせていただこうということで、保環連の理事会の方にも協議 をさせていただいて、それで保環連の方からも全会一致で合意いただきまして、それで 今回このパターンでいこうかなということにしております。全部全て昨年までとパター ンを3つほど出させていただいて、どのやり方で行きましょうかということで、そうな るとそれぞれ各自治会幾らになりますというのを全部出させていただいて、それで、昨 年の比較と、それも全部出させていただいた上で、今回の案でということで合意をいた だきましたので、そういった形での要綱改正をさせていただきたいということで、今回 その分を計上させていただいたという経緯でございます。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

ちょっと同じこの資源化物の件なんですが、先の9月定例会で安部議員が資源化物回収拠点の一般質問を行って、議会だよりに、これかなりこちらの方で要約するので、ちょっと読み上げますと、「質問が資源化物拠点回収のごみステーションへの変更はいつ頃になる予定なのか」という質問に対して、町長答弁で「保健環境連合会や長与・時津環境施設組合と協議し、方向性を決定していく」という答弁なんですね。これ読むと、

●●拠点回収をごみステーションへ変更するのをいつ頃になるかって聞いてるので、なる方向で協議するようにも聞こえるんですけど、これはちょっと要約がそもそも本来の質問と異なってニュアンスが変わってるのかもしれないんで確認なんですが、特にそういう前提があるわけじゃないんですよね。今のところは、資源、拠点回収のままの予定なんですよね。ちょっとまず確認です。

#### 〇委員長(金子恵委員)

細田課長。

### 〇住民環境課長 (細田愛二君)

今現在拠点収集でしている分の資源化物のステーション回収への移行なんですけど、これについてはあくまでも保環連の方と協議させていただいて、今後もですね。それで、その上でそれを基に決定していこうというふうに考えてます。町の方針として、将来的にステーション回収にする予定だとか、そういうのはまだ現在持っている状況ではございません。あくまでも協議を進めていく中で最善の収集方法といいますか、ということにつなげていきたいということで考えております。

#### 〇委員長(金子恵委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

そうしますと、ちょっと議会だよりの内容が町民に誤解を与えるものだったかと思って、広報広聴委員長として申し訳なく思うので今後はちょっと気をつけていきますが、一応質問ということで、確認ですが、これは今変わったことじゃないんですが、この人口割っていうのはあくまで自治会の人口ですよね。自治会加入世帯数じゃなくて、人口ということでよろしいんでしょうか。

#### 〇委員長(金子恵委員)

細田課長。

#### 〇住民環境課長(細田愛二君)

自治会の加入人口ではなくて、その自治会地区ですかね、自治会に住んでいらっしゃる方の人口ということになります。

### 〇委員長 (金子恵委員)

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで住民環境課の質疑を終了します。

所管の皆さまには大変申し訳ないんですが、場内の時計で10時55分まで休憩をします。

(休憩 10時40分~10時51分)

### 〇委員長 (金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより福祉課の質疑に入りたいと思います。まず、歳入の6、7ページ、こちらから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。2項2目ですね。よろしいですか。 戻っても構いませんので、歳出の方に入りたいと思います。22、23ページ、ここは人勧分と下の方のシステム改修等です。いいですか。では、24、25ページ、ここは原爆被爆者の分かな。これも人勧の分ですね。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。福祉課の皆さまにおかれましてはお 疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

## 〇委員長 (金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより総務部の審査に入りたいと思います。まず総務課の方から提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

### 〇総務課長 (荒木隆君)

それでは総務課分についてご説明申し上げます。説明書の18ページから21ページにかけてお開きください。2款4項4目長与町長選挙費は、来年の4月の町長選挙に併せて町議会議員再選挙が執行されることから、同時選挙費として新たな科目において計上するために減額するものでございます。同じく5目長与町議会議員一般選挙費は、今年4月の当該選挙に係る不用額を減額するものでございます。6目長与町長及び町議会議員同時選挙費は、来年4月の町長選挙と町議会議員再選挙の準備に係る経費を合わせて計上するものでございます。その他、人件費に関する補正がございまして、説明書の40ページをお開きください。ここからが補正予算の給与費明細書となっております。まず、40、41ページ、特別職の表でございます。国の特別職の職員の給与に関する法律におけるボーナス改定に準じ、期末手当が37万円の増額、その他共済費については30万円の増となっております。次に、42、43ページ、一般職の総括表でございます。表の左から2列目の職員数では、常勤職員が1名増、短時間勤務職員が4名減となっております。給与費と共済費合計で2、581万5、000円の増額でございます。次に44、45ページです。内訳としまして、会計年度任用職員以外の職員です。給料

については、常勤職員の1名増や人事院勧告による増額があったものの、短時間勤務職員の減により254万円の減となっております。職員手当については、下の表の内訳をご覧ください。管理職手当については、教育指導主事1名が被管理職の採用となったことに伴う減額。扶養手当、通勤手当、住居手当は、実績見込みに伴う補正、時間外勤務手当については、10課において増額補正となっております。期末勤勉手当は、短時間勤務職員の減、人事院勧告による増額の結果それぞれ表のとおり増額となっております。次に46、47ページ、会計年度任用職員分です。職員数は育休代替の短時間勤務職員が1名増、また人事院勧告に伴う増額も含め合計956万8,000円の増額を計上しております。続きまして48から49ページは、報酬、給料、職員手当の増減事由別の内訳を掲載しております。また、50ページからは給料及び職員手当の状況を掲載しておりますので、併せてご参照ください。以上が総務課分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇委員長 (金子恵委員)

引き続き、契約管財課の方の提案理由の説明をお願いします。 永野課長。

### 〇契約管財課長(永野英明君)

皆さまおはようございます。それでは契約管財課所管分についてご説明いたします。今回の補正は歳出1件でございます。それでは、長与町一般会計補正予算(第 5 号)に関する説明書の14、15ページをお開きください。 2 款総務費1項総務管理費 5 目財産管理費10節需用費152万1,000円の増額計上でございます。内訳としましては、役場庁舎の修繕料につきまして当初予算が197万9,000円、実績見込額としまして350万円、差額の152万1,000円を増額させていただくものでございます。増額理由といたしましては、9月までの上半期におきまして、役場躯体や空調、トイレ、電気関係などの修繕が当初想定より多く発生し、年間の実績見込額が増加することによるものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

引き続き、秘書広報課の説明をお願いします。 大山課長。

## 〇秘書広報課長 (大山康彦君)

それでは、議案第69号令和5年度一般会計補正予算(第5号)秘書広報課所管分につきまして説明させていただきます。予算に関する説明書の12、13ページをお願いいたします。2款1項2目文書広報費12節委託料におきまして、ホームページ改修業務委託料として66万円の計上を行っております。内容といたしましては、県の防災システムと町のホームページが連携している部分がございまして、今回県側のシステムの改修がございました関係で、それに対応するための改修費となっております。以上で、

秘書広報課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長(金子恵委員)

説明が終わりましたので、総務課の方から入っていきたいと思います。18、19ページ、こちらの質疑から始めます。質疑はありませんか。 八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

この選挙費ですけれども、先ほどのご説明で内容は理解したんですが、4目の町長選挙費を一旦減額して、6目の町長及び町議会同時選挙費、上げ直さないといけないものなんですかね。町長選挙費をそのまま残しておいて、町議会分を別にっていうふうにはならないのか、できないのか。ちょっとご説明いただければお願いします。

### 〇委員長(金子恵委員)

荒木課長。

## 〇総務課長(荒木隆君)

ご指摘の部分につきましては、2つの選挙を同じ日に同時に実施をするということになりまして、それぞれ町長選挙に係る経費、それから町議会議員の再選挙に係る経費というのはもちろんございます。例えば候補者の掲示物であったりとか、投票用紙、こういったものはそれぞれに準備する必要があると思います。一方で、共通の経費というのもございまして、例えば人件費とか、あとまだ今の段階準備ですので啓発に係る経費であったり、消耗品であったり、印刷でいけば入場券も1枚で済むということで、こちらの方を整理させていただいて、執行について一本でいくということで、効率的な執行ということで目を整理をさせていただいております。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。では、次のページ、20、21ページまで今行っていますね。いいですか。給与明細書の方も説明がありましたけれども、そちらで質疑があればお受けしたいと思いますが、ないですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務課所管分の審査をこれで終了いたします。

引き続き、契約管財課分の審査に入ります。14、15ページ、2款1項5目、こちらで質疑はありませんか。

西田委員。

#### 〇委員 (西田健委員)

2款1項5目財産管理費なんですけども、修繕料ということで上げられてるんですけども、今回は私が公共施設の一般質問をちょっとさせてもらった関係でちょっと確認したいんですけども、この役場の庁舎というのが、今回修繕ということで老朽化ではないかもしれないんですけども、こういう修繕料というのは庁舎だけで見ると、毎年ではないかもしれませんけども、ある程度そういう修繕費というのはかかっているんでしょう

か。

### 〇委員長 (金子恵委員)

山本係長。

#### 〇係長(山本洋佑君)

課長の説明にもありましたとおり、当初予算が197万9,000円に対して9月までで252万4,000円の支出がありました。調査につきましては公共施設の個別施設計画で2053年まで目標使用年数はあるんですけども、どうしてももう35年経ってございます。経年劣化も激しくなってきていまして、空調関係だったり、トイレだったり、自動ドアだったり、そういうものを都度長寿命化を目指しながら修繕しているような状況でございます。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで契約管財課の質疑を終了いたします。

引き続き、秘書広報課の質疑に入ります。12、13ページ、ここの2款1項2目、 こちらで質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

岡田委員。

## 〇委員 (岡田義晴委員)

委託料の12節66万円、ホームページ改修業務委託料って書いてますが、防災システム、県との対応ということですが、これ改修業務って何日ぐらいかかるんですか。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

大山課長。

### 〇秘書広報課長(大山康彦君)

時間的にちょっと余裕を持って2カ月程度頂戴したいということでお伺いしております。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

岡田委員。

#### 〇委員 (岡田義晴委員)

業務の間ってのは何か不具合とかそういうのは発生しないんですか。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

大山課長。

#### 〇秘書広報課長(大山康彦君)

幸いですね、今大雨が降るようなタイミングではございませんので、こういった災害情報を出すっていうのはまれなのかなというとこあるんですけど、万が一そういった災害が発生する状況になった場合は手動で入力等できますので、そこは大丈夫でございます。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

他にありませんか。

堤委員。

### 〇委員(堤理志委員)

同じくホームページの改修業務委託についてですが、県の防災システムの変更に伴っての改修というご説明ですが、そもそも県のシステムの変更ですので、何らかの補助というか、県辺りから一定額の助成等は今後もないものなのか、この辺りはいかがでしょうか。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

大山課長。

### 〇秘書広報課長(大山康彦君)

今回の分に関しましては特に補助というのはございませんでした。ここの県との連携する情報のところは、各市町の方で任意といいますか、どういった情報を受け取るか、受け取ってホームページ上で表示するかというふうな選択になってきますので、その辺は町の方での判断になろうかと思います。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで、総務部の審査を終了いたします。所管の皆さまお疲れ さまでした。

場内の時計で11時25分まで休憩します。

(休憩 11時12分~11時21分)

#### 〇委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて、委員会を再開します。

これより、企画財政部の審査に入りたいと思います。まず提案理由の説明を求めたいと思います。まず政策企画課から。

中村課長。

#### 〇政策企画課長(中村元則君)

改めましておはようございます。着座にて説明させていただきます。補正予算(第5号)、政策企画課分についてご説明いたします。予算に関する説明書の14、15ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項8目企画費1節報酬につきましては、新たに育児休業を取得する職員の代替職員の任用に係る報酬を計上しております。同じく22節償還金、利子及び割引料の過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金につきましては、令和4年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、一部の事業を令和5年度に繰り越しておりましたが、繰越事業の完了日の見通しが立ちましたので、概算額で受領していた国庫補助金を実績額に応じて精算し返還するものとなります。以上が政策企画課分となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇委員長 (金子恵委員)

それでは引き続き、財政課の説明をお願いします。 北野課長。

#### 〇財政課長(北野靖之君)

よろしくお願いします。財政課所管分につきまして説明をいたします。

まず歳入でございます。説明書の8、9ページをお願いします。一番下19款1項1 目繰越金でございますが、財源の調整としまして9,010万8,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。38、39ページをお願いします。一番下12款1項2目公債費の利子でございますが、令和4年度借入分の利率確定に伴う増額と、令和5年度借入分見込額の追加に伴う補正でございます。以上が、財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長(金子恵委員)

それでは引き続き、税務課の提案理由の説明を求めます。 和田課長。

### 〇税務課長(和田弘君)

それでは委員長の許しをいただきましたので、税務課所管分をご説明いたします。説明書の16、17ページをお開きください。2款2項1目17節備品購入費でございます。不要となった書類を裁断する税務課所有のシュレッダーが破損したため、新しく購入する費用として一般備品購入費19万7,000円を計上いたしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

### 〇委員長(金子恵委員)

それでは、引き続き収納推進課。小川課長。

### 〇収納推進課長 (小川貴弘君)

それではよろしくお願いいたします。引き続き、収納推進課所管分の歳出についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、議案第67号における会計年度任用職員の報酬等の増額改定案に準じ、収納推進専門員1名分の人件費の増額を計上するものでございます。2款2項2目賦課徴収費1節報酬の収納推進専門員報酬1万9,000円は、月額改定額1,517円の1年分を計上しております。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当1万5,000円は、改定後の月額報酬および支給割合2.45月によって算定した金額と、当初予算額との差額を計上しております。4節共済費の会計年度任用職員社会保険料3,000円は、報酬および期末手当の増額に対応した社会保険料でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇委員長 (金子恵委員)

説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、課ごとに行っていきたいと思います。政策企画課の方から、14、15ページ、8目企画費、この辺りですけれども、

質疑はありませんか。よろしいですか。

政策企画課の分は、質疑なしと認めます。

それでは次に、財政課の方の歳入歳出、あまり分量が多くありませんのでいずれでも 結構です。質疑はありませんか。ここは繰越金と利子ですね。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

引き続き、税務課の審査をいたします。16、17ページ、これは一般備品購入の分です。シュレッダーの分です。

それでは質疑なしと認めます。

引き続き、収納推進課の審査を行います。同じく16、17ページ、2目です。これ が収納推進課分になっています。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。所管課の皆さまにおかれましてはお 疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

### 〇委員長 (金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で11時40分まで休憩します。

(休憩 11時29分~11時36分)

### 〇委員長 (金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険部の審査に入りたいと思います。まず、各課ごとに提案理由の説明を求めます。まず、健康保険課。

森本課長。

### 〇健康保険課長 (森本陽子君)

それでは、健康保険課所管分につきまして、長与町一般会計補正予算(第5号)に関する説明書によりご説明いたします。まず歳入です。説明書の6、7ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の1行目、国民健康保険基盤安定負担金と、その下になります15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の1行目、国民健康保険基盤安定負担金は、出産被保険者の産前産後期間の保険税減額措置に係る公費負担金で、補助率は国が2分の1、県が4分の1です。次のページをお開きください。17款1項8目1節保健衛生費寄附金は、健康づくりに役立ててもらいたいとご寄附をいただいたものです。

次に歳出です。24、25ページをお開きください。3款1項5目27節、長与町国 民健康保険特別会計繰出金は、歳入でご説明しました産前産後期間の保険税減額措置に 係る国、県の負担金と町の負担金の計7万9,000円、会計年度任用職員、人勧増額対 応分の事務費繰入金4万6,000円です。28、29ページをお開きください。3款3 項3目後期高齢者医療費は人事院勧告に基づく人件費の増額2名分です。4款1項1目保健衛生総務費1節報酬と4節共済費の2行目会計年度任用職員社会保険料は、人事院勧告に基づく人件費の増額3名分です。14節工事請負費は、健康センター4階保健指導室のエアコン取替工事です。17節備品購入費は、歳入でご説明いたしました寄附金を利用しまして体組成計を購入する予定です。4款1項2目感染症予防費は、人事院勧告に基づく人件費の増額1名分です。次のページをお開きください。22節、過年度疾病予防対策費等国庫補助金返還金は補助額の決定によるものです。4目健康増進費22節、過年度疾病予防対策費等国庫補助金返還金も補助額の決定によるものです。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇委員長(金子恵委員)

それでは引き続き、介護保険課の説明をお願いします。 村田課長。

## 〇介護保険課長 (村田佳美君)

続きまして、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)の介護保険 課所管分につきまして、歳入歳出予算、補正予算に関する説明書によりご説明いたしま す。説明書の6、7ページをお開き願います。歳入の14款1項1目1節社会福祉費負 担金の上から3番目、低所得者保険料軽減負担金58万6,000円の減額分が介護保険 課でございます。これは、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い減額する ものでございます。次に、6ページの3段目、15款1項1目1節社会福祉費負担金の 上から3番目、低所得者保険料軽減負担金29万3,000円の減額分が介護保険課でご ざいます。これは、令和5年度長崎県低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い減額する ものでございます。

続きまして、説明書の28、29ページをお開き願います。歳出の3款3項2目介護保険費2,656万1,000円が介護保険課でございます。2節給料から4節共済費につきましては、職員の人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。次に27節繰出金2,448万1,000円につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修の増額分、介護給付費等の増額に伴う町負担分の増額、地域包括支援センター職員および会計年度任用職員の人事院勧告に基づく人件費の増額によるものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇委員長(金子恵委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### 〇委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。まず健康保険課、6ページの歳入の方から審査を行います。6、7ページ、質疑はありませんか。よろしいでし

ょうか。2カ所ありますね、14款、15款の中に。それでは8、9ページ、これは保健衛生費、寄附金分ですね。こちらが健康保険課の所管になってます。いいですか。戻っても構いませんので、歳出の方に移りたいと思います。24、25ページ、3款1項5目ですね。質疑はありませんか。国民健康保険費のところです。よろしいでしょうか。では、戻っても構いませんので、次進みます。28、29ページ、これもほぼ人勧の分と下の方ですね。工事請負費とその下のところに健康保険課の分がありますけど、質疑はありませんか。

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

ちょっとすいません、歳入に戻って寄附金です。これさっき説明の時、ふるさと納税のとちょっと何か、言い間違いですかね、おっしゃられてたのかなと思うんですが。これは全然ふるさと納税ではなくて、単純に町への寄付金ということでよろしいんでしょうか。

### 〇委員長 (金子恵委員)

森本課長。

## 〇健康保険課長 (森本陽子君)

はい、町への寄付金です。

## 〇委員長 (金子恵委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

これを使ったのが、歳出の体組成計ですかね。これの購入ということですかね。もう 一度、すみません。

## 〇委員長 (金子恵委員)

森本課長。

## 〇健康保険課長 (森本陽子君)

はい、体組成計の購入に使う予定です。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

すみません、ちょっと私も寄付金の方が詳しくないので伺いたいんですが、ふるさと 納税の方の寄付金だと寄付いただいた年度内に使い切るというか、使用っていうのがあ るみたいですけど、この普通の寄付金も入ったらその年度内に使わないといけないんで しょうか。何かこう必要だったのかということですね、その体組成計っていうのが。ち ょっと説明をお願いします。

#### 〇委員長 (金子恵委員)

森川部長。

#### 〇健康保険部長(森川寛子君)

繰り越してもいいんですけど、そうなると、繰り越してしまうと一般会計の繰越金の中に全部入ってしまうので、充当っていう形で見えてこないっていうのがまずあります。それから、あとこれについてはちょっと生命保険の方がくださったんですけども、職員の方が自分たちの地元を応援したいという応援寄附金という形を長与町にいただいたものになりますので、ぜひ健康づくりに使ってくださいという寄付者のご意向もありましたので、我々がちょっと精度の良い体組成計が欲しいという、その辺りも合致したというところがありまして、今回この寄付金を活用して体組成計を買わせていただきたいということで今回の補正に上げさせていただきました。

## 〇委員長(金子恵委員)

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

分かりました。そしたら、ちょっとついでと言ってはなんですけど、体組成計ってい うのはどういうものなんですか。幾らぐらい、この50万円っていう1個じゃなくて何 個かを複数買うのであれば、どういった所に置くのかっていうのをちょっとお願いしま す。

### 〇委員長 (金子恵委員)

木澤課長補佐。

### 〇課長補佐 (木澤奈津代君)

これは1台です。通常の体組成計よりも左右の手や足の筋肉量とかまで測定できるようなもので、実際健康ポイント事業に参加されてる方たちがこれを参加することで、そういう筋肉量であるとか、変化があるかということをもっと詳しく評価するために、これを導入したいと考えて購入いたします。健康保険課の窓口に体組成の測定会の時に置くようにして、基本的に通年ではなくて参加当初と年度末などのところで使いたいというふうに思っております。

## 〇委員長 (金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですか。それでは、次のページの中段まで健康保険課の 分が入っておりますけれども、よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで健康保険課の質疑を終了します。

引き続き、介護保険課の質疑に入ります。まず、歳入の6、7ページ、これは低所得者保険料軽減負担金、上下2カ所ですね、国と県と。質疑はありませんか。それでは歳出の方、28、29ページ、上段の老人福祉費、ここに介護保険課分がありますけど、これは繰出金ですね。質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで健康保険部の審査を終了します。所管の皆さまお疲れさまでした。

場内の時計で13時10分まで休憩をします。

(休憩 11時52分~13時06分)

### 〇委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。ただいまより、企画財政部の政策企画課、財政課の順で説明をお願いします。

まず、中村課長。

#### 〇政策企画課長 (中村元則君)

それでは、政策企画課分につきましてご説明申し上げます。予算に関する説明書の6、7ページをお願いいたします。歳入となります。14款2項1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額は、国の総合経済対策に伴い実施する住民税非課税世帯に対する7万円の給付事業や、国が推奨いたします生活者支援、事業者支援として、各課が本補正予算に計上している物価などの高騰に係る各種支援事業に充当しております。充当事業につきましては、先ほどお配りいたしました参考資料においてご参照願います。それでは、政策企画課所管分の支援事業につきましては歳出にてご説明いたします。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。歳出となります。2款1項8目 企画費18節負担金、補助及び交付金の長与町地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金は、コロナ禍からの経営悪化そして運転手などの人材不足に苦しむ中、引き続き地域に不可欠な移動手段を確保するため、利用者の利便性向上につながるDX事業を実施する地域公共交通事業者に対する支援を行うものです。内容につきましては、町内を運行いたします路線バス事業者が導入するバスロケーションシステム、こちらがスマートフォンやパソコンでバスの位置情報や遅延情報などの運行状況を確認できるシステムで、将来的にはバスの接近情報を表示できるスマートバス停などに活用ができるものとなります。こちらの導入や町内に本社を有するタクシー事業者が導入する配車アプリ、こちらはスマートフォンで配車予約ができるシステムとなります。こちらの導入に対する支援を予定しております。これらの事業につきましては国や県による支援が行われておりまして、その上乗せ補助として町内を運行する車両の割合などに応じて支援額を算定し、支援を行うものとなります。順序が前後いたしますが、11節役務費1,000円は、本補助金の振込手数料を計上しております。以上が政策企画課分です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇委員長 (金子恵委員)

北野課長。

### 〇財政課長(北野靖之君)

引き続き、財政課所管分につきまして説明をいたします。

説明書の6、7ページをお願いします。19款1項1目繰越金でございますが、財源

の調整としまして5,306万2,000円を計上しております。以上が財政課所管分で ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇委員長 (金子恵委員)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。量的に2課ともそうないので、歳入歳出でいずれでも結構です。全体で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

この企画の方の地域公共交通デジタル化等利便性向上事業の件ですが、先ほどのご説明で中身はほぼ分かったんですが、このバスロケーションシステムをタクシー会社1社、この821万3,000円のうちタクシーの方に幾らぐらいとかっていうのを教えていただいてもいいですか。

## 〇委員長(金子恵委員)

山口係長。

#### 〇係長(山口和樹君)

それぞれの支援の内訳ですね、タクシー事業者と路線バス事業者の内訳についてですが、実際どのくらいの支援額になるかは、今現在それぞれの事業者が行っている事業費の変動などもございますが、今回の予算要求といたしましてはタクシー事業者としては19万2,000円、バス事業者については差し引きで802万1,000円となります。

### 〇委員長 (金子恵委員)

他にありませんか。

岡田委員。

### 〇委員 (岡田義晴委員)

ちょうど同じところですけども、このデジタル化っていうのは、スマートフォン利用 してということですが、やっぱり高齢者の使い勝手についての何かそういうやさしい何 かそういう今後の指導というのはあるんですか。

### 〇委員長 (金子恵委員)

山口係長。

#### 〇係長(山口和樹君)

高齢者の方などやっぱスマートフォンを扱いになられない方っていうのは一定いらっしゃるところだろうとは思っております。今回こういうシステムの初期的な導入費用となりますので、一応今後バス事業者の中でもそういった辺り検討していただけると思いますが、今想定される分としましては課長の説明にもございましたスマートバス停、スマートフォンじゃなくてバス停自体に今ここの1個前のバス停まで来てるよとか、そういったシステムの導入というのを検討されているようです。まだまだ、まずは主要なバス停からっていうところがあるので、全てのバス停にいきなり設置されるっていうところはちょっと難しいと思いますけれども、事業者の方でもちろん乗っていただかないと、

事業者もやっぱり経営厳しくなりますので、そういったところは検討していただけるものということで理解しております。

## 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。 堤委員。

#### 〇委員(堤理志委員)

同じところでお伺いしたいんですけれども、バスのロケーションシステムですね、これを今のところこれが実施される予定というか、計画状況が分かれば教えていただきたい。それと本町にそれが適用される時期等もお願いします。

## 〇委員長(金子恵委員)

山口係長。

#### 〇係長(山口和樹君)

バス事業者の方に聞き取りを行っておりますけれども、一応このシステムの導入は今年度内に準備を進めて、来年度以降なるべく早い時期に各社のホームページを改修して、 先ほど話がありましたスマートフォンとかインターネット上で見られるようになるというふうに聞いております。ただ、特に本町で導入というよりは、バス事業者ごとにホームページ等、今でもダイヤの検索とかできますけれども、ああいうところを改修していただいて、利用できるようになるというふうに理解しております。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで企画財政部の審査を終了いたします。所管の皆さまお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### 〇委員長 (金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、住民福祉部の審査に入っていきたいと思います。こども政策課、住民環境課、福祉課の順で提案理由の説明を求めます。

まず、こども政策課。

宮司課長。

#### 〇こども政策課長(宮司裕子君)

令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)のこども政策課所管につきまして、ご説明させていただきます。それでは、説明書の10、11ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費の11節振込手数料と、18節長与町私立保育所等電気料高騰緊急支援補助金がこども政策課所管です。エネルギー価格高騰に伴う電気料の補助を長与町内の私立認可保育所等10カ所と私立幼稚園1カ所、認可外保育施設2カ所へ行

うことに係る経費です。認可保育所等は県の補助がありませんので、令和4年度の電気代の実績に電気料金の物価上昇率11.2%を乗じた額を補助するもの。私立幼稚園と認可外保育施設については、長崎県が行う補助の上乗せ分になりますので、令和4年度の電気代の実績に電気料金の物価上昇率11.2%と補助率2分の1を乗じた額を補助するものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。以上がこども政策課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇委員長 (金子恵委員)

続きまして住民環境課。 細田課長。

#### 〇住民環境課長(細田愛二君)

それでは引き続き、補正予算(第6号)の住民環境課所管分につきまして補正予算に関する説明書によりご説明させていただきます。今回の補正は、全て省エネ家電購入事業補助金第2弾に関するものでございます。説明書の10、11ページをお開き願います。歳出でございますが、一番下の段の4款1項7目地球温暖化対策費の1節報酬は、補助金申請の受付説明等に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。次のページをお願いいたします。4節共済費、8節旅費につきましては、会計年度任用職員の社会保険料ならびに通勤手当でございます。10節需用費は事務用品等の購入、11節役務費は決定通知郵送料ならび補助金の振込手数料でございます。18節負担金、補助及び交付金は、補助金として交付する分で総額600万円を計上いたしております。以上が住民環境課所管分になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長(金子恵委員)

それでは引き続き、福祉課の説明お願いします。 川内課長。

#### 〇福祉課長 (川内佳代子君)

皆さんお疲れさまです。それでは、議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)、福祉課所管につきまして補正予算に関する説明書にてご説明いたします。 歳出になります。10、11ページをお開き願います。3款民生費1項6目低所得世帯支援給付金事業費につきましては、国からデフレ完全脱却のための総合経済対策において示された低所得世帯等への7万円の追加給付と給付に伴います事務費について補正をお願いするものでございます。初めに、給付金の内容をご説明させていただきます。給付金の額を1世帯当たり7万円、対象とする世帯の要件といたしましては、12月1日時点で長与町に住民票を有し、令和5年度の住民税について世帯全員が非課税の世帯および均等割のみ課税されている世帯でございます。世帯主へ支給をさせていただきます。ただし、世帯員全員が課税者から扶養されている場合は対象外とさせていただきます。また、令和5年11月から令和6年2月まで家計が急変し、世帯全員が非課税世帯と同

様の事情にあると認められる世帯、家計急変世帯の方も対象とさせていただければと思 っております。世帯数につきましては、補正予算(第3号)にて予算を計上いたしまし た3万円の低所得世帯給付世帯の実績を踏まえまして、非課税世帯を3,400世帯、均 等割のみ課税世帯を800世帯とし、18節の方の負担金、補助及び交付金の予算額を 1世帯当たり7万円、4,200世帯、2億9,400万円でお願いするものでございます。 事務費の説明をさせていただきます。主なものになりますが、1節報酬では会計年度任 用職員の報酬、3節は職員の時間外勤務手当、10節需用費は消耗品費および給付金の しおり、返信用封筒、送付用封筒の印刷製本費、12節委託料、給付金業務委託料は給 付金に係る受付、電話対応等の業務につきまして委託するための予算をお願いするもの でございます。本事業の給付に係るスケジュールでございますが、本予算可決されまし たら委託事業等の契約や封筒等の印刷等を進めながら、まず早急に12月1日時点で町 内に住所があり、3万円の給付を受給された方で、世帯の課税の状況などの変更がない 世帯につきましてはプッシュ型により振り込みを行うこと、そのお知らせ文書を今年中 に送付させていただきます。国の救援におきまして、受給の意思確認等に2週間程度期 間を置くようにというような指導があっておりますので、応答がなけれなければ、令和 6年に入りますが第2週をめどに振り込みを行えるよう事業を進めてまいりたいと考え ております。また、3万円の支給の折、対象者として把握しておりました世帯のうち、 確認書の提出がなかった世帯に対しましては、再度確認書を送付いたします。なお、令 和5年1月以降に転入されてきた方がいらっしゃる世帯につきましては別途申請等が必 要となりますので、今回もホームページや広報等で周知を行ってまいる予定でございま す。提出期限は2月29日です。以上が、福祉課所管分として補正をお願いするもので ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長(金子恵委員)

説明が終わりました。それでは質疑のほうに入りたいと思います。まず、こども政策課の方から。10、11ページで、ほぼ各所管が入っておりますけれども、まずこども政策課の分で質疑はありませんか。これは児童福祉総務費、ここですね。いいですか。

それではこども政策課に関しましては質疑はないということで。

次、住民環境課の質疑に入りたいと思います。 13ページまで所管分がありますけれ ども、こちらの方で質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは次に福祉課の方の質疑に入りたいと思います。この分が10、11ページですね。3款1項6目のところ。

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

低所得世帯支援給付金ですが、今かなり詳しくご説明いただいたのでほとんど分かったんですが、早くて令和6年1月の2週ぐらいの支給給付になりそうということですが、

自治体の中にはもう国の事業ということでなるべく年末ということもあって早く給付しようということで、専決処分などを行って年内給付を目指している所も3割ぐらいでしたかね、一部あるようでしたが、それができなかった、もしくはしなかった理由を伺いたいと思います。令和6年1月に2週でも十分私もそんなに遅くはないと思うんですが、もしその考え方っていうのが、そこでどっちにするかとかっていう何か話があったりして、考え方がもしあればちょっと伺いたいと。

### 〇委員長(金子恵委員)

川内課長。

#### 〇福祉課長 (川内佳代子君)

今回専決処分にしなかった理由と申しますか、まずもってこちらの方の7万円の支給につきまして、長与町の方が非課税所得の世帯、プラスアルファで均等割世帯の所得の方も含めさせていただいているというところもございまして、まずは議会の方に提出して、予算の可決をいただいたほうがスムーズかなと思いましたので、所管といたしましては専決処分ということは考えておりませんでした。

### 〇委員長(金子恵委員)

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

そうしますと、ちょっと制度を熟知してなくて申し訳ないんですが、自治体によって は均等割の世帯の方に給付がない所もあるということですかね。

#### 〇委員長(金子恵委員)

川内課長。

## 〇福祉課長 (川内佳代子君)

こちらの方の国からの分につきましては、非課税世帯へ7万円の追加給付ということで届いております。今回町といたしましては、6月にも均等割世帯3万円を独自でやっておりますので、町といたしましては均等割世帯だけ、あとに延ばすのではなくて同時にお渡ししようということで、7万円の方、独自事業でさせていただいているところです。

## 〇委員長 (金子恵委員)

八木委員。

## 〇委員 (八木亮三委員)

そうだったんですね。そうすると、でも財源は全部国費ですけど、そういうことがも ともと国の対象でなかったものでもできるんですかね。どういう形なのかちょっと教え ていただければと。

### 〇委員長 (金子恵委員)

川内課長。

### 〇福祉課長 (川内佳代子君)

こちらの方の非課税世帯につきましては重点項目ということで非課税世帯枠ということで交付金の方が参りますが、その他でコロナウイルス対策の交付金の方、自由に使っていい枠がございまして、そちらの予算を使って均等割世帯の方も給付していいというような例示がございましたので、町といたしましては、所管といたしましては均等割に使わせていただきたいということで、国の予算をいただいているところでございます。

### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。

岡田委員。

### 〇委員 (岡田義晴委員)

同じ関連ですが、デフレの状況の中でって、物価高騰で、恐らく中央からしたら地方はまだそういう状況で、恐らくスタグフレーション続くと思うんですが、この先のいわゆる施策というのは用意されてるんですか。

### 〇委員長(金子恵委員)

川内課長。

### 〇福祉課長 (川内佳代子君)

低所得世帯へのこの先の施策といたしましては、今のところこちらの均等割世帯と非 課税世帯への給付っていうことで、国の方から参っているところでございます。今後も 国の方から指示といいますか、通知が届きましたら早急に進めてまいりたいというふう に思っておりますけれども、今のところこの非課税世帯への7万円の追加給付っていう のみが届いておりますので、こちらの方だけというふうになっております。

#### 〇委員長(金子恵委員)

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、住民福祉部の審査を終了いたします。所管の皆さまにおかれましてはお疲れ さまでした。

これより結審を行いますので、暫時休憩します。

(暫時休憩)

## 〇委員長 (金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)の件を採決し

ます。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 それでは引き続き、議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)の採 決を行います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算(第6号)の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 本日はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 13時39分)